

育成・フラッグシップファンド規定

制定 令和2年2月9日

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、IYEO 会員の事後活動をサポートすることを目的とした、育成ファンド、フラッグシップファンドの助成金制度の実施に関し必要な事項を定める。

育成ファンドとは

IYEO 主催、または IYEO 会員を主体とした団体の事後活動を安定的に運営することを目的とし、団体およびその活動を中期的にサポートするための助成金。事業や活動の対象は IYEO 会員を含め制限を設けない。

フラッグシップファンドとは

IYEO 主催、または IYEO 会員を主体とした団体の事後活動で、あらゆる広報の場で全面的に打ち出す IYEO を代表する事業と位置づけ、長期的にその活動をサポートするための助成金。事業や活動の対象は IYEO 会員外の一般の方を中心とする。

第2条（給付の対象）

各助成金給付の対象は、IYEO 会員個人、または IYEO 会員を主体とした団体とする。

助成金制度の対象となる活動は、IYEO 活動方針に沿ったものとし、次の項目に一つ以上当てはまる必要がある：

- 地域の国際化及び活性化に資する活動
- 国際交流及び国際協力に資する活動
- 青少年及び次世代の育成に資する活動

第3条（給付の基準）

各ファンドの助成金給付の基準は、以下に定める。

育成ファンド

- 都道府県 IYEO 及び IYEO 会員主体で構成されるグループ。
- 法人格を持つ場合は、当該法人の役員半数以上が IYEO 会員、および 2019 年度以降の内閣府国際交流事業参加者においては事後活動研修費を納入した者である非営利団体。
- IYEO 会員、または広く一般を対象とする活動である。
- チャレンジファンドの支援なしに 1 年以上の自走運営実績がある。ただし、幹事会にて有効議決数の 2/3 を超える賛同が得られる場合は自走運営実績を免除とする。
- 都道府県 IYEO 以外の特定団体との共催イベントが年間主催・共催イベント総数の 1/3 未満である。

フラッグシップファンド

- 都道府県 IYEO 及び IYEO 会員主体で構成されるグループ。
- 法人格を持つ場合は、当該法人の役員半数以上が IYEO 会員、および 2019 年度以降の内閣府国際交流事業参加者においては事後活動研修費を納入した者である非営利団体。
- 広く一般を対象とする活動である。
- 育成ファンドの給付を過去に受け、3 年以上の育成ファンドの運用実績を有する。ただし、推進会議にて有効議決数の 2/3 を超える賛同が得られる場合は自走運営実績を免除とする。
- 都道府県 IYEO 以外の特定団体との共催イベントが年間主催・共催イベント総数の 1/3 未満である。

第 2 章 支援、助成の申し込み

第 4 条（申込方法）

支援、助成を受けようとする者は、所定のオンライン申請フォーム、及び下記①～③はメールによる申請を基本とする。

① 活動企画書、予算書、推薦書

② 団体概要書類

定款、規約、会則等またはグループ内の運営規則
役員名簿又は会員名簿
当該年度の活動計画書
前年度の活動報告書
前年度の収支決算書 等

③ その他必要と認める書類、資料

申請された活動に直接かかわっていない IYEO 本部幹事、または都道府県 IYEO 三役の推薦を必要とする。都道府県 IYEO の活動として会長が申請する場合は、併せて所属ブロック幹事の推薦が必要。

第 5 条（申込時期）

前条の申込みの時期は、当該年度 4 月以降実施の活動は前年度 3 月末までに申請書を提出すること。

ただし、申請に必要な書類が期限までにすべて揃っていることが選考対象の条件となる。

第 3 章 給付金額、対象期間及び給付の決定

第 6 条（給付金額）

育成ファンド助成金額は年間 1 回、上限を 30 万円とし、最大 5 回の申請を限度とする。ただし、全体予算配分によって増減額する場合がある。

フラッグシップファンド助成金額は年間 1 回、上限を 40 万円とする。ただし、全体予算配分によって増減額する場合がある。

また、助成金の適用範囲はチャレンジファンドに準ずる。

第 7 条（給付対象期間）

ファンド給付の対象となる期間は、特別の事情がない限り、給付決定の日から 1 年とする。ただし、育成ファンドは最大 5 回延長することができる。フラッグシップファンドは推進会議での解除議決がない限り毎年の延長を原則とする。

第 8 条（給付の決定）

育成ファンド給付の決定は、各年度の申請書に基づき、幹事会の過半数の賛同を得て決定とする。

フラッグシップファンドの給付の決定は、申請書に基づき、推進会議の過半数の賛同を得て決定とする。

第 9 条（決定の通知）

ファンドの給付を決定したときは、幹事会が速やかに申込者に通知する。

第4章 報告

第10条（報告等の義務）

ファンドの給付を受けた者は、IYEO ホームページへの掲載（年2回）、および年に一度の活動報告書と助成金使用明細提出を報告義務とする。

第11条（計画変更の扱い）

ファンドの給付を受けた者が、その対象となった計画を変更しようとするときは、あらかじめその旨を幹事会に申し出て、承認を得なければならない。

前項の計画変更のうち、計画の実施を継続することができない事情が発生した場合は、給付金の残額を返戻しなければならない。

第5章 補則

第12条（支援、助成金の決定の取消、中止及び返還）

ファンドの給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、支援、助成金の給付決定を取り消し、給付を中止し、又は既に給付した支援、助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援、助成金の給付を受けたとき
- (2) 第10条に定める報告を行わないとき
- (3) 第10条に定める報告に関し、不正又は虚偽の報告等を行ったとき
- (4) ファンドの給付の際に付した条件に違反したとき、又は幹事会の処分に従わなかったとき
- (5) 前各号の他、IYEOの目的に照して著しくふさわしくないものと、育成ファンドの場合は幹事会、フラッグシップの場合は推進会議が認めたとき

第13条（実施細目）

この規程の実施について必要な事項は、別に幹事会が定める。